

佐久市入札制度 改革説明会 資料

(3) 積算基準の改定について

○土木工事積算基準改定概要 :P1~P3

○積算基準及び標準歩掛(長野県建設部) :P4~P12

土木工事積算基準 改定概要(H27. 5. 1適用)

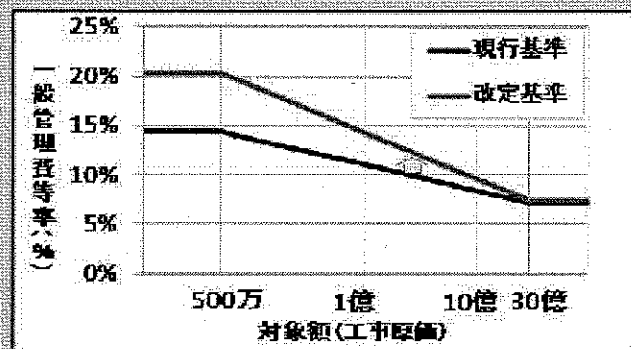
道路建設課

○主な改定ポイント

改正品確法(H26.6.4公布・施行)の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため土木工事積算基準の改定を行う。

① 一般管理費等率及び現場管理費率の改定

- 適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映し、適正な予定価格を設定するため、一般管理費等率及び現場管理費率を改定

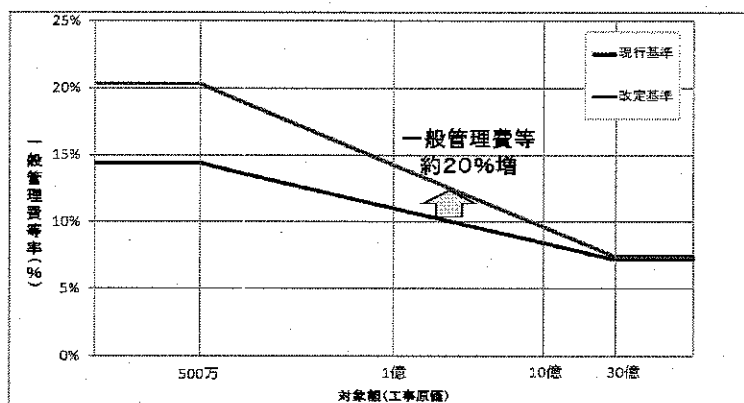


② 市街地(DID)補正の改定

- 最新の実態調査結果に基づき、市街地(DID)の補正係数を改定
 - 対象地域：市街地(DID) ※大都市以外
 - 対象工種：鋼橋架設工事、電線共同溝工事
道路維持工事、舗装工事
 - 補正方法：共通仮設費1.3倍、現場管理費1.1倍

◎佐久市の積算基準は、長野県の積算基準を用いている。
(県改定積算基準適用年月日:平成27年5月1日)

①-1 一般管理費率の改定



現行

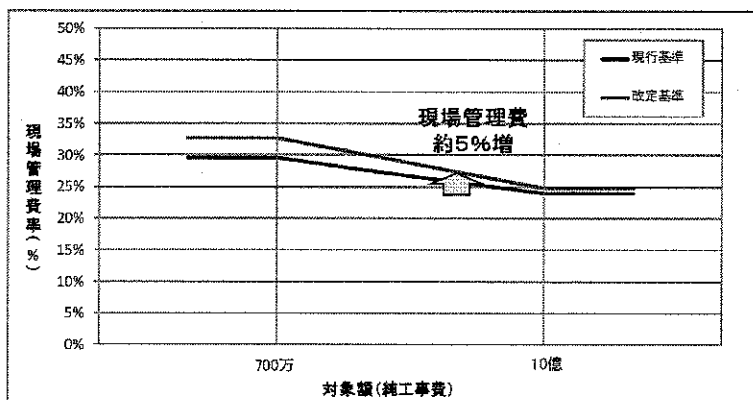
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	$-2.57651 \times \text{LOG}(C_p) + 31.63531(\%)$ $C_p = \text{工事原価(単位円)}$	7.22%

改定

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	$-4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242(\%)$ $C_p = \text{工事原価(単位円)}$	7.41%

①-2 現場管理費率の改定

[道路改良工事
の例]



現行

純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
現場管理費率	29.53%	$J_0 = 57.8 \times N_p^{-0.0426}(\%)$ $N_p = \text{純工事費(単位円)}$	23.91%

改定

純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
現場管理費率	32.73%	$J_0 = 80.0 \times N_p^{-0.0567}(\%)$ $N_p = \text{純工事費(単位円)}$	24.71%

出典 国土交通省 http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000296.html

② 市街(DID)補正の改定

改定内容

市街地では、住宅密集地での安全管理等の費用がかかり、仮置きヤード等の確保が困難なため費用がかさむ傾向がある。最新の実態調査結果に基づき、市街地(DID)の補正係数を改定する。

⇒ 大都市以外の市街地(DID)における工事については、
共通仮設費を1.3倍、現場管理費を1.1倍とする補正を行うこととする。

補正対象工種：鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事

補正対象地域	補正対象工種	補正方法【現行】		補正方法【改定】		名称
		共通仮設費	現場管理費	共通仮設費	現場管理費	
市街地(DID)	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事	現行の率に 2.0% 加算	現行の率に 1.5% 加算	最新の率を 1.3倍	最新の率を 1.1倍	市街地補正
【参考】 大都市		現行の率を 1.5倍	現行の率を 1.2倍	最新の率を 1.5倍	最新の率を 1.2倍	大都市補正

※大都市：札幌市、仙台市、東京特別区、八王子市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地(アンダーライン：東京特別区、政令市)

「積算基準及び標準歩掛」

(土木工事編(1))

一部改定新旧対照表

平成27年5月1日以降適用

長野県建設部

技術管理室

共通仮設費算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改定理由	現行	改定 — 現行	備考
<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費算定の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費算定の補正は別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費算定にF表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィラダム及び電線共同架設工事には適用しない。</p>	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費算定の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費算定の補正は別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費算定にF表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィラダム及び電線共同架設工事には適用しない。</p>	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費算定の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費算定の補正は別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費算定にF表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィラダム及び電線共同架設工事には適用しない。</p>	<p>備考</p>
<p>ロ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費算定の補正は別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費算定にF表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィラダム及び電線共同架設工事には適用しない。</p>	<p>ロ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費算定の補正は別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費算定にF表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィラダム及び電線共同架設工事には適用しない。</p>	<p>ロ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費算定の補正は別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費算定にF表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィラダム及び電線共同架設工事には適用しない。</p>	<p>備考</p>
<p>3) その他</p> <p>設計変更時に係る共通仮設費算定の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	<p>3) その他</p> <p>設計変更時に係る共通仮設費算定の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	<p>3) その他</p> <p>設計変更時に係る共通仮設費算定の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	<p>備考</p>

施工地域、工事場所区分	補正値 (%)
市街地	2.0
山間僻地及び難高	1.0
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
地方部	0.0

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/1km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び難高：施工地域が人事院国勢調査における特地域別区分における特地域以外の地区をいう。

地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に入業者が滞り込んでいる場合

注3) 施工場所において地盤区分が2つ以上となる場合は、補正値の大きい方を適用する。

施工地域、工事場所区分	補正値 (%)
市街地	2.0
山間僻地及び難高	1.0
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
地方部	0.0

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/1km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び難高：施工地域が人事院国勢調査における特地域別区分における特地域以外の地区をいう。

地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に入業者が滞り込んでいる場合

注3) 施工場所において地盤区分が2つ以上となる場合は、補正値の大きい方を適用する。

施工地域、工事場所区分	補正値 (%)
市街地	2.0
山間僻地及び難高	1.0
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
地方部	0.0

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/1km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び難高：施工地域が人事院国勢調査における特地域別区分における特地域以外の地区をいう。

地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に入業者が滞り込んでいる場合

注3) 施工場所において地盤区分が2つ以上となる場合は、補正値の大きい方を適用する。

共通仮設費算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改定理由	一部改定	改定 現行	備考
<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>イ 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>ロ 着手時の準備費用</p> <p>ハ 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>ニ 完成時の後片付け費用</p> <p>イ 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>ハ 用地図等の照査等の費用</p> <p>ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備として行う伐開、除根、除根、築地、取切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除根は、現場内の集積・積除等は、現場内の集積・積除に要する費用を含まない）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工に必要な準備に要する費用については、積算方法</p> <p>(2) 積算方法 準備として積算する内容は共通仮設費算定基準に定められる部分（前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適正に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>イ 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>ロ 着手時の準備費用</p> <p>ハ 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>ニ 完成時の後片付け費用</p> <p>イ 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>ハ 用地図等の照査等の費用</p> <p>ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備として行う伐開、除根、除根、築地、取切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除根は、現場内の集積・積除等は、現場内の集積・積除に要する費用を含まない）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工に必要な準備に要する費用については、積算方法</p> <p>(2) 積算方法 準備として積算する内容は共通仮設費算定基準に定められる部分（前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適正に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>イ 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>ロ 着手時の準備費用</p> <p>ハ 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>ニ 完成時の後片付け費用</p> <p>イ 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>ハ 用地図等の照査等の費用</p> <p>ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備として行う伐開、除根、除根、築地、取切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除根は、現場内の集積・積除等は、現場内の集積・積除に要する費用を含まない）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工に必要な準備に要する費用については、積算方法</p> <p>(2) 積算方法 準備として積算する内容は共通仮設費算定基準に定められる部分（前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適正に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>イ 準備及び後片付けに要する費用</p> <p>ロ 着手時の準備費用</p> <p>ハ 施工期間中における準備、後片付け費用</p> <p>ニ 完成時の後片付け費用</p> <p>イ 工事着手前の基準測量等の費用</p> <p>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</p> <p>ハ 用地図等の照査等の費用</p> <p>ニ 丁張の設置等の費用</p> <p>3) 準備として行う伐開、除根、除根、築地、取切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除根は、現場内の集積・積除等は、現場内の集積・積除に要する費用を含まない）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工に必要な準備に要する費用については、積算方法</p> <p>(2) 積算方法 準備として積算する内容は共通仮設費算定基準に定められる部分（前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適正に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>
<p>2-4 事業損失防止施設費</p> <p>(1) 事業損失防止施設費の積算 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 工事施工に伴って発生する腐食、振動、地盤沈下、地下水の湧出等に起因する事業損失を未然に防止するための仮設の設置費、撤去費、及び当該施設等の維持管理等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適正に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>2-4 事業損失防止施設費</p> <p>(1) 事業損失防止施設費の積算 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 工事施工に伴って発生する腐食、振動、地盤沈下、地下水の湧出等に起因する事業損失を未然に防止するための仮設の設置費、撤去費、及び当該施設等の維持管理等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適正に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>2-4 事業損失防止施設費</p> <p>(1) 事業損失防止施設費の積算 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 工事施工に伴って発生する腐食、振動、地盤沈下、地下水の湧出等に起因する事業損失を未然に防止するための仮設の設置費、撤去費、及び当該施設等の維持管理等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適正に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>	<p>2-4 事業損失防止施設費</p> <p>(1) 事業損失防止施設費の積算 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 工事施工に伴って発生する腐食、振動、地盤沈下、地下水の湧出等に起因する事業損失を未然に防止するための仮設の設置費、撤去費、及び当該施設等の維持管理等に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適正に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p>
積算上の注意事項	1-2-②-32	現行通り	2 / 3

現場管理費算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改定理由	一部改定	改定 現行	備考																																																																																																																							
<p>別表(地域区分)</p> <table border="1"> <caption>積雪寒冷地域区分表 (平成26年10月1日現在)</caption> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>市</th> <th>町</th> <th>村</th> <th>名</th> <th>区</th> <th>分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>松本市</td> <td>上田市</td> <td>飯田市(旧上村地域)</td> <td>岡谷市 諏訪市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>須坂市</td> <td>伊那市</td> <td>駒ヶ根市</td> <td>中野市 大田市 飯山市 茅野市</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>塩尻市</td> <td>佐久市</td> <td>千曲市</td> <td>東御市 安曇野市 南佐久郡 北佐久郡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小県郡</td> <td>諏訪郡</td> <td>上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ひがし信濃郡</td> <td>下伊那郡のうち阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>森田村、大鹿村</td> <td>木曾郡のうち木曾町、上松町、南木曾町、木曾町、</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>王滝村及び大桑村</td> <td>東筑摩郡 北安曇郡 埴科郡 上高井郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>下高井郡</td> <td>上水内郡 下水内郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県名	市	町	村	名	区	分	長野県	松本市	上田市	飯田市(旧上村地域)	岡谷市 諏訪市				須坂市	伊那市	駒ヶ根市	中野市 大田市 飯山市 茅野市				塩尻市	佐久市	千曲市	東御市 安曇野市 南佐久郡 北佐久郡				小県郡	諏訪郡	上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及					ひがし信濃郡	下伊那郡のうち阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、						森田村、大鹿村	木曾郡のうち木曾町、上松町、南木曾町、木曾町、						王滝村及び大桑村	東筑摩郡 北安曇郡 埴科郡 上高井郡						下高井郡	上水内郡 下水内郡					<p>一部改定</p>	<p>別表(地域区分)</p> <table border="1"> <caption>積雪寒冷地域区分表 (平成27年5月1日現在)</caption> <thead> <tr> <th>県名</th> <th>市</th> <th>町</th> <th>村</th> <th>名</th> <th>区</th> <th>分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>松本市</td> <td>上田市</td> <td>岡谷市 諏訪市 須坂市 伊那市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>駒ヶ根市</td> <td>中野市</td> <td>大田市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>東御市</td> <td>安曇野市</td> <td>南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡の</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村</td> <td>下伊那郡のうち</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村及び大鹿村</td> <td>木曾郡のうち</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上松町、木曾町、木祖村、王滝村及び大桑村</td> <td>東筑摩郡 北安曇郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>埴科郡</td> <td>上高井郡 下高井郡</td> <td>上水内郡 下水内郡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県名	市	町	村	名	区	分	長野県	松本市	上田市	岡谷市 諏訪市 須坂市 伊那市					駒ヶ根市	中野市	大田市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市					東御市	安曇野市	南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡の					うち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村	下伊那郡のうち						阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村及び大鹿村	木曾郡のうち						上松町、木曾町、木祖村、王滝村及び大桑村	東筑摩郡 北安曇郡						埴科郡	上高井郡 下高井郡	上水内郡 下水内郡				<p>積雪寒冷地域の 見直しに伴う改 定</p>
県名	市	町	村	名	区	分																																																																																																																				
長野県	松本市	上田市	飯田市(旧上村地域)	岡谷市 諏訪市																																																																																																																						
	須坂市	伊那市	駒ヶ根市	中野市 大田市 飯山市 茅野市																																																																																																																						
	塩尻市	佐久市	千曲市	東御市 安曇野市 南佐久郡 北佐久郡																																																																																																																						
	小県郡	諏訪郡	上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及																																																																																																																							
	ひがし信濃郡	下伊那郡のうち阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、																																																																																																																								
	森田村、大鹿村	木曾郡のうち木曾町、上松町、南木曾町、木曾町、																																																																																																																								
	王滝村及び大桑村	東筑摩郡 北安曇郡 埴科郡 上高井郡																																																																																																																								
	下高井郡	上水内郡 下水内郡																																																																																																																								
県名	市	町	村	名	区	分																																																																																																																				
長野県	松本市	上田市	岡谷市 諏訪市 須坂市 伊那市																																																																																																																							
	駒ヶ根市	中野市	大田市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市																																																																																																																							
	東御市	安曇野市	南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡の																																																																																																																							
	うち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村	下伊那郡のうち																																																																																																																								
	阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村及び大鹿村	木曾郡のうち																																																																																																																								
	上松町、木曾町、木祖村、王滝村及び大桑村	東筑摩郡 北安曇郡																																																																																																																								
	埴科郡	上高井郡 下高井郡	上水内郡 下水内郡																																																																																																																							
積算上の注意事項	1-2-②-10	1-2-②-10	1 / 4																																																																																																																							

現場管理費算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改定理由	一部改定	改定	現行	備考									
	現行	改定	正										
<p>③ " 60m以内に入居が通まっている場合</p> <p>(ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、地区の大きい方を適用する。 設計説明書における現場管理費の補正については、工事期間の延長、工事の延長原簿等により当初計上した補正費に増額が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の取扱いとして処理するものとする。</p> <p>(4) 完成品の取扱い</p> <p>1) 買付等を支給するときは、当該完成品費を他工事費に加算した新発現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において完成品、資材機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>1) 別途積算工事等で発生し、架設(橋付)のみを分離して積算する場合は、当該架設費は積算の対象とする純工事費には含まれない。</p> <p>2) 完成品の前後処理については、音割れにおいて購入した資材を支給する場合、現場養生費等を音割れにおいて発生し使用品として支給する場合も、設計時の現場価格とする。</p> <p>3) コンクリート、アスファルト、フィルム、ワイヤメッシュ工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まれない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直積工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1) 処分費(即費係化施設の受入費を含む)</p> <p>2) 上下分譲料金</p> <p>3) 資材運送利用料</p>	<p>③ " 60m以内に入居が通まっている場合</p> <p>(ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、地区の大きい方を適用する。 設計説明書における現場管理費の補正については、工事期間の延長、工事の延長原簿等により当初計上した補正費に増額が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の取扱いとして処理するものとする。</p> <p>(4) 完成品の取扱い</p> <p>1) 買付等を支給するときは、当該完成品費を他工事費に加算した新発現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>(5) 現場管理費の積算において完成品、資材機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>1) 別途積算工事等で発生し、架設(橋付)のみを分離して積算する場合は、当該架設費は積算の対象とする純工事費には含まれない。</p> <p>2) 完成品の前後処理については、音割れにおいて購入した資材を支給する場合、現場養生費等を音割れにおいて発生し使用品として支給する場合も、設計時の現場価格とする。</p> <p>3) コンクリート、アスファルト、フィルム、ワイヤメッシュ工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まれない。</p> <p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直積工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1) 処分費(即費係化施設の受入費を含む)</p> <p>2) 上下分譲料金</p> <p>3) 資材運送利用料</p>	<p>(注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、地区の大きい方を適用する。 また、以上の重工業地、工業地帯及び工業団地等の場合には、地区の大きい方を適用する。 管理費算定の際に、工業団地等の積算基準を準じた場合は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">積算基準</td> <td style="width: 50%;">補正係数</td> </tr> <tr> <td>工業団地</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>工業地帯</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>工業団地等</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>工業団地等</td> <td>1.1</td> </tr> </table>	積算基準	補正係数	工業団地	1.1	工業地帯	1.1	工業団地等	1.1	工業団地等	1.1	<p>語句の修正</p> <p>算補正の追加</p>
積算基準	補正係数												
工業団地	1.1												
工業地帯	1.1												
工業団地等	1.1												
工業団地等	1.1												
改定理由	一部改定	改定	正	備考									
積算上の注意事項				2/4									

